

◆問い合わせ

農業委員会事務局 ☎(84)1242

農地は無断・無許可で農地以外に転用できません。違反転用を発見したときは、地権者に対し是正指導などの強化を図ります。
農地を転用するときは、農地法の手続きを必ず行ってください。

7月から9月は農地の

違反転用防止対策強化月間です

道路に張り出した樹木は切りましょう

私有地から道路に張り出した生垣や樹木の枝や葉は、歩行者や車などの通行の妨げとなるばかりではなく、カーブミラー・街路灯・交通標識等の視認の妨げとなって思わぬ事故の原因となりかねません。

所有している方は、道路に張り出した樹木の枝払いをお願いします。

また、落葉等が側溝や集水樹に詰まると道路冠水の原因にもなりますので、落葉等の清掃にもご協力をお願いします。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班 ☎84-1217

特定外来生物

オオキンケイギクは駆除しましょう

5月から7月ごろに鮮やかな黄色の花を咲かせるオオキンケイギクは、主に道端や空き地などで生育し、町内でも見かけられます。

群生しているときれいですが、この花は強い繁殖力でほかの植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼしかねないため、平成18年に「特定外来生物」に指定されました。栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが、外来生物法で禁止されています。違反すると個人には3年以下の懲役や300万円以下の罰金が科せられます。

自宅などに生えていたときは、駆除をお願いします。

なお、見分け方・対処方法は、7月号広報と同時に回覧する文書、または町ホームページでご確認ください。

●町ホームページ

<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>

【駆除するときの注意点】

- ・種をつける前に、根ごと抜き取ることが効果的です。
- ・地下茎で増えるため、地上部分を刈り取っただけでは翌年また同じ場所に生えてくるので、根元から引き抜き、その場でビニール袋に入れて枯死するまで数日放置します。
- ・駆除した後の処理は、可燃ごみとして環境衛生組合で処理できます。

◆問い合わせ

環境防災課環境班 ☎84-1216

情報公開及び個人情報保護制度の実施状況

公正で開かれた行政運営を推進するため、町が保有する情報の提供や公文書の開示について定めた「情報公開条例」と町が保有する個人情報の適正な取扱いと情報を開示する権利などを保障する「個人情報保護条例」を制定し、その実施状況を毎年公表しています。

平成25年度情報公開制度

| 請求件数 | 決定区分 | | | | 取下げ | 不服申立 |
|------|------|------|-----|-------|-----|------|
| | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 文書不存在 | | |
| 5 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 |

平成25年度個人情報保護制度

| 請求件数 | 決定区分 | | | | 取下げ | 不服申立 |
|------|------|------|-----|-------|-----|------|
| | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 文書不存在 | | |
| 8 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 |

◆問い合わせ 総務課行政班 ☎84-1211